



きりん通信 No. 89

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



改正予定

令和5年度予算政府案を閣議決定 過去最大規模 厚労省所管予算案の動向に注目

政府は、令和4年12月23日、「令和5年度予算政府案」を閣議決定しました。

- 一般会計の総額は、「114兆3,812億円」となり、過去最大を更新しました。
- 社会保障費・・・36兆8,889億円 ●労働者賃上げ支援(助成金)・・・107億円
- 人材育成・活性化支援(助成金)・・・1,138億円 ●労働移動円滑化(助成金)・・・747億円

コロナ休業の為の雇調金特例が終わり、雇用環境整備に関する助成金予算が拡大します。どのような形で具体化されるのか、今後の動向に注目です。必要な情報は、お伝えしていきますので、ご相談はお早めに！

おしらせ

保険料の厳しい値上げが続きます…雇用保険料0.2% 介護保険料0.18% 増額

電気代、ガソリン代と値上げの悲鳴が聞こえますが、社会保険料も値上げになります。

雇用保険料は昨年10月に0.4%上がったばかりですが、4月から更に0.2%上がって1.55%となります。そのうち、**0.35%が助成金の財源**です。

全国一律の介護保険料は1.82%へ。健康保険料は都道府県ごとに異なります。

3月分社会保険料から変更となりますので、4月給与計算時に控除額を変更してください。詳細は別途MyKomonでお知らせいたします。

国の政策は賃上げ要求です。その上保険料も値上げ。水道光熱費燃料も高騰。そして助成金予算も増加。どんな令和5年となるのか、いよいよポストコロナ時代の幕開け間近です。

News

新型コロナ「5類」へ引き下げ決定「令和5年5月8日」から

令和5年1月27日、首相官邸で開催された「第101回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、特段の事情が生じない限り、**令和5年5月8日から、新型インフルエンザ等感染症から外し、5類感染症**とする方針を確認しました。雇調金の特例および小学校休業等対応助成金は、来月3月31日をもって制度が終了となります。

3年にもおよぶ政府の新型コロナ対策は、令和5年のゴールデンウィーク明けに、大きな転換点を迎えることとなります。

2017年に決定し2019年から3年かけて大々的に行われた働き方改革も、コロナと相まって実現されました。「新人類」「ゆとり世代」「Z世代」と色々な諸説があるようですが、働く者の価値観や常識は、世代とともに大きく変わります。

これからの時代、「働くものから選ばれる企業」となることが、企業にとって重要な課題です。

きりん事務所では、企業を守る体制を整えつつ、「選ばれる企業」となる為のサポートを強く意識して参ります。



きりん事務所から、初の「くるみんマーク」認定が実現しました！

「くるみん」をご存じですか？ くるみんマークは、仕事と子育ての両立に取り組んでいる企業として、国が認定した証です。求人が激化する中、「子育て支援が充実している、若い世代にとって働きやすい環境」であることを、求職者にアピールすることができます。

「次世代育成計画」の認定を受け、2年後に申請できますが、申請してから約半年の審査を乗り越えて、やっと認定に辿り着きました。苦勞の分効果もあります。

労働局長から直々の授与式が開催されます。その写真が労働局ホームページに掲載されますので、企業のイメージアップに役立ちます。ご興味のある方はご連絡下さい。





新卒求人 令和5年度採用スケジュール(令和6年3月卒業予定者)

ハローワークの高校生を対象とした新卒求人は、今年も昨年同様令和5年6月1日に受付開始することとなりました。受付後、ハローワークにおいて求人内容を確認したのち、7月1日、

ハローワークから学校に提出されます。学校側としても、ハローワークが内容を確認した求人は、安心して学生に勧めることが出来るメリットがあります。

4月から新卒求人説明会が開催されますので、高校新卒求人を検討される場合は、早めの行動をお勧めします。

**決定済み・
施行待ちの改正**

運転者に係る改善基準告示を改正 拘束時間や勤務間インターバルの基準などを見直し

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が、令和4年12月23日に改正され、**令和6年4月1日から適用**されることになりました。改正のポイントを確認しておきましょう。

.....改善基準告示の改正のポイント（令和6年4月から適用）.....

検討段階から注目されていたのが**1日の休息期間、勤務間インターバル**です。これについては、タクシー・ハイヤー運転者、トラック運転者、バス運転者ともに、次のように改正されました。

改正前 継続8時間（勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること）

改正後 **継続11時間を基本として、最低継続9時間**

★適用は少し先ですが、改善基準告示の適用を受ける運転者を使用する事業主の方は、早めに確認しておく必要があります。また、自動車運転の業務については、令和6年4月から労働基準法の時間外労働の上限（年960時間）も適用されますので注意が必要です。厚生労働省からは、この改正をわかりやすく伝えるため、運転者の種類ごとに、リーフレットなどが公表されています。ご覧になりたい場合は、気軽にお声掛けください。（トラック運転者向けのリーフレットの表紙です）

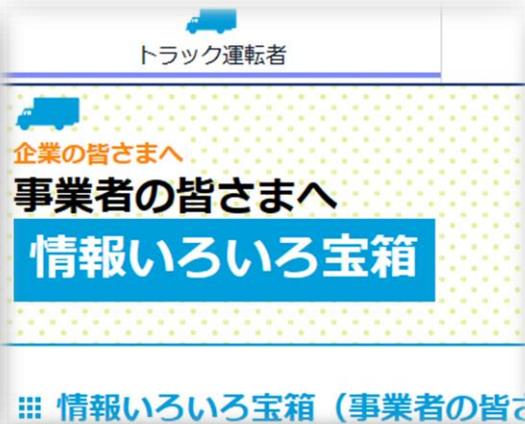


自動車運転者の
長時間労働改善に
向けたポータルサイト

★厚生労働省では、ドライバーの長時間労働改善に向けたポータルサイトを開設しています。（下記はHPのスクリーンショットです。）

法改正情報はもちろん、荷主さんとの交渉事例なども動画で紹介しています。国も本気で考えています。ドライバーが集まり、利益の出る経営。今こそ意識を変えて未来を変える時期なのかもしれません。お困りごとのある方は、是非ご相談下さい。

トラック運転者



◆チャールズ・ダーウィンの名言◆

◆最も強いものが生き残るのではなく、最も賢いものが生き延びるのでもない。

唯一生き残ることが出来るのは、変化出来る者である◆

2021年8月にも選んだ言葉です。常識は常に変化しているものだと、つくづく思います。働き方改革からコロナ時代を経て、大きく時代が動いた実感があります。さて、ポストコロナはどんな時代になるのでしょうか？ 今月の名言は、1859年「種の起源」で進化論を発表したイギリスの学者チャールズ・ダーウィンでした。